

議案第39号

目黒区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月7日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

目黒区旅館業法施行条例（平成24年3月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第8号エ中「原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。）を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号エ(ア)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号オ(エ)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改める。

第7条第7号エに次のように加える。

- (キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

付 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の目黒区旅館業法施行条例第7条第7号エ(キ)（同条例第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

(説明) 浴室の衛生に必要な措置及び構造設備の基準を見直すため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

目黒区旅館業法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (現行に同じ。)</p> <p>(8) 浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (現行に同じ。)</p> <p>エ 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>(7) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <p>(4) (現行に同じ。)</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p>	<p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>エ 原湯 (浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。) を貯留する貯湯槽 (以下「貯湯槽」という。) を使用するときには、次の措置を講ずること。</p> <p>(7) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p>

(ア)～(ウ) (現行に同じ。)

(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ)・(カ) (現行に同じ。)

カ (現行に同じ。)

(9)～(12) (現行に同じ。)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第7条 政令第1条第1項第8号の規定による条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第3号の2及び第3号の3の基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館・ホテル営業の施設についてのみ適用する。

(1)～(6) (現行に同じ。)

(7) 浴室は、次の基準によること。

ア～ウ (現行に同じ。)

エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の構造設備の基

(ア)～(ウ) (省略)

(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ)・(カ) (省略)

カ (省略)

(9)～(12) (省略)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第7条 政令第1条第1項第8号の規定による条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第3号の2及び第3号の3の基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館・ホテル営業の施設についてのみ適用する。

(1)～(6) (省略)

(7) 浴室は、次の基準によること。

ア～ウ (省略)

エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の構造設備の基

<p>準によること。</p> <p>(7)～(カ) (現行に同じ。)</p> <p>(キ) <u>気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。</u></p> <p>(8)～(10) (現行に同じ。)</p>	<p>準によること。</p> <p>(7)～(カ) (省略)</p> <p>(8)～(10) (省略)</p>
--	---